

消費生活

No. **116**
平成28年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- 電力の小売全面自由化が始まります!
- こんなときどうする?
消費生活トラブルクイズ

第43回消費生活展を開催しました!

2月20日(土)・21日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第43回消費生活展」を開催しました。

今回は「主役はあなた! ~目指せ、暮らしのリーダー~」をテーマに、消費者トラブル、環境、防犯、ガスといった暮らしに役立つ情報を、来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。



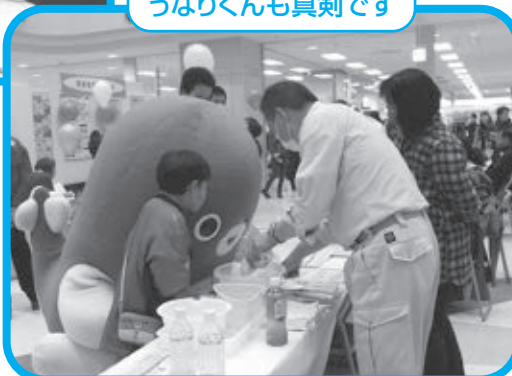
スタンプラリーに参加して景品をGET!



各ブースでクイズに挑戦



うなりくんも真剣です



電力の小売全面自由化が始まります!

2016年(平成28年)4月1日から、電力の小売業への参入が全面自由化されます。これまで家庭や商店向けの電気は、地域の電力会社が販売しており、どの会社から買うか選ぶことはできませんでした。今後は、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

電力の小売全面自由化により、複数の様々な業種や業態の事業者の中から消費者が契約先を選択することが可能となります。

「料金が必ず安くなる」といった勧誘には気をつけ、契約の際は、正確な情報を収集し、よく理解してからにしましょう。



アドバイス 1 小売電気事業者(*1)は登録制になっています。勧誘された際には、登録されている小売電気事業者か確認し、また自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているかも確認しましょう。

アドバイス 2 「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービス契約とセットで割引きになっていないか、契約期間が長期的なものになっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。

アドバイス 3 電力の小売全面自由化に便乗した太陽光発電システムの契約をはじめ、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。電力の小売全面自由化と直接関係の無い契約については、その必要性についてよく考えましょう。

(*1)自由化後は小売電気事業者と契約できます。その他に発電事業者、送配電事業者がありますが、消費者と契約は出来ません。

(国民生活センターのHPより一部引用)

よくある質問

(電力取引監視等委員会のHPより一部抜粋)

Q. 電力会社を変えると、新たに電線を引くのでしょうか？
また、自分だけ停電が多くなる恐れはないのでしょうか？

A. 今ある送配電網を使うので、新たに電線を引くことはありません。また、電気そのものの品質や信頼性(停電の可能性など)は、どの会社から電気を買っても同じです。さらに、契約した電力会社が電気を調達できなかった場合でも、送配電網を管理する会社がその分を補給するので、ただちに電気の供給が止まることは有りません。

Q. 賃貸住宅に住んでいますが、電力会社の切り替えはできますか？

A. 現在契約している電力会社との契約名義がご本人の場合は可能です。他人名義のご契約になっている場合は、その方にご確認ください。

Q. マンションに住んでいますが、電力会社の切り替えはできますか？

A. マンションにお住まいの方も、電力会社の切り替えはできます。ただし、管理組合などを通じてマンション全体で一括して電気の購入契約を締結している場合には、その契約やマンション内の規約などで制限される場合があるので、管理組合等にご確認ください。

Q. 契約した電力会社が倒産したら、電気の供給は止まりますか？

A. それによりただちに供給が止まることはありません。新たな供給元が見つかるまでの間は、各地域の電力会社から供給を受けることになります。

Q. 2016年4月まで何もしないと、電力の供給は止まりますか？

A. 現在、供給を受けている電力会社から引き続き、今までどおり電気が供給されますので、止まることはありません。

Q. 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合について、クーリング・オフはできますか？

A. 消費者が訪問販売や電話勧誘販売を受けて小売電気事業者と契約をした場合はクーリング・オフ(特定商取引に関する法律)の対象になります。



お問い合わせ窓口

小売電気事業者の登録や制度についての確認は

電力の小売自由化コールセンター ☎0570-028-555

小売契約についてのトラブルなどは

電力取引監視等委員会 相談窓口 ☎03-3501-5725

登録小売電気事業者一覧は資源エネルギー庁HPでも確認できます。

<http://www.enecho.meti.go.jp>

こんなとき、
どうする？

消費生活トラブルクイズ

日々の暮らしの中で、
消費生活のトラブルに遭ってしまう危険性は
「いつでも・どこでも・誰にでも」あります。
そこで、実際に起きているトラブル事例について、
平成27年度成田市消費生活モニターが作成した
クイズを通して正しい対応を考えてみましょう！



問題

注文した覚えのない商品が、宅配便の代金引換で
自宅の自分宛てに届きました。
あなたならどのように行動しますか？

1

その場で送り主に電話をして、
事情を聞く。



2

受け取り拒否をし、
配達員に持ち帰ってもらう。



3

家族に確認を取り、
注文の事実があれば受け取る。



4

配達員に迷惑をかけては
いけないと思い、
代金を支払って商品を受け取る。



1

✕ 新たな個人情報を相手に知らせてしまう可能性があり、トラブルに巻き込まれてしまう危険があります。

2

○ 本当に頼んだ覚えのないときは、受け取り拒否をすることがトラブルにあわないための方法です。

3

○ 家庭で注文した人以外が受け取ることが多い場合は、注文した商品・契約先業者・宅配業者・到着予定日・代金引換かなどを、メモして渡しておくとういでしょう。

4

✕ 注文をしていない商品が届いたときは、受け取る義務や支払う義務はありません。また、受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑はかかりません。

あわでずに落ち着いて対処しましょう！

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●